

平成28年1月から

職業訓練受講給付金の手続には マイナンバーの記載が必要になります

1. マイナンバー制度の概要

- ◆ 社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が導入されます。
- ◆ 平成27年10月から、マイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。
- ◆ 求職者支援制度では、職業訓練受講給付金の手続を行う際に関係書類に個人番号を記載することが必要です。
- ◆ 今後、個人番号を活用した事務処理を行うことで、行政事務の効率化や職業訓練受講給付金支給業務のより適正な運営を図るほか、添付書類の省略など、皆さまの利便性を向上させていきます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

2. 個人番号の記載が必要になる手続

- ◆ 個人番号は、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律で定められた行政手続に使用する番号です。求職者支援制度では職業訓練受講給付金の手続のみに利用します。
- ◆ 職業訓練受講給付金の手続では、事前審査と支給申請の関係書類に個人番号を記載することが必要です。
- ◆ 個人番号の記載が必要になる様式一覧

- ① 受講申込・事前審査書（安定所提出用）
- ② 職業訓練受講給付金支給申請書
- ③ 特定求職者氏名等変更届

<個人番号の記載が必要になる様式の例>

受講申込・事前審査書（安定所提出用）
（平成28年1月1日以降に交付される様式）

受講申込・事前審査書（安定所提出用）
（平成27年12月31日以前に交付される様式）

「個人番号」欄が追加されます。

※当面の間、こちらの様式を使用することもできます。

3. 個人番号記載にあたっての留意事項

- ◆ マイナンバーを使用する手続では、なりすまし防止のため、①番号確認（正しい番号であることの確認）、②身元（実在）確認（番号の正しい持ち主であることの確認）を行います。

《 本人確認の方法（概要） 》

番号確認	身元（実在）確認
個人番号カード（個人番号カードは、番号確認と身元確認の両方に使えます）	
個人番号通知カード または 個人番号の記載のある住民票 （住民票記載事項証明書）	aまたはb a 以下の書類のいずれか一つ 運転免許証 運転経歴証明書 旅券/身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード 特別永住者証明書 など b aがない場合は以下の書類から2つ以上 公的医療保険の被保険者証 年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書 など

【マイナンバー制度関係資料】

- 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- 内閣官房ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 特定個人情報保護委員会ホームページ
<http://www.ppc.go.jp/>

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

◆電話番号：0120-95-0178（無料）

※一部IP電話などでつながらない場合（有料）

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

◆受付時間：平日 9:30～22:00 土日祝 9:30～17:30（年末年始12月29日～1月3日を除く）

詳しくは住所地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>